

2021(令和3)年5月12日

市民及び事業者の皆様へ

小金井市新型インフルエンザ等対策本部長 小金井市長 西岡真一郎

## 3度目の緊急事態宣言延長及びワクチン接種等について

「最大限の感染予防の徹底を！」

新型コロナワクチン集団接種を開始、高齢者予約を再開！」

(案)

4月25日(日曜)より発令された3度目の緊急事態宣言と東京都からの緊急事態措置が5月31日(月曜)まで延長されました。感染力が強く、重症化しやすいとされる新型コロナウイルスの変異株が幅広い世代に急速に拡大しています。特に若い世代への感染者が増加していること、都内においても英国型の変異株に続き、インド型が出現したこと等が極めて懸念されます。小金井市では東京都公表5月11日(月曜)現在の累計患者数(退院等者数)は●●●名(●●●名)となりました。市の全人口における単純計算では●●●人に1人となります。これ以上のご負担が医療従事者に及ばないように、今般の緊急事態宣言が最後となるように感染拡大の抑制に社会全体で取り組むとともに、感染拡大を防止する唯一の切り札であるワクチン接種を安全かつ迅速に接種していくことが求められています。小金井市においても、公共施設の利用制限や催事を中止または延期する等、様々な対策を決定しました。ご自身や皆様の大切な人々の命と健康、地域の医療提供体制を守るための判断でありますので、引き続きのご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。変異株の急拡大を防ぐためには、従来からの感染予防対策を徹底することが最も重要です。市民や事業者の皆様におかれましては、引き続き、感染しない・感染させない最大限の感染予防に努め、不要不急の外出はお控えいただきますようお願いいたします。

小金井市では、医療機関等の皆様との緊密な連携により、最優先事業と位置づけた新型コロナワクチン接種を進めております。4月23日から開始した高齢者フェーズ初回の予約では、46カ所の指定医療機関及び2カ所の集団接種の総計約10,000回分の予約が完了しています。今回の市長メッセージでは、直近の取組状況をお知らせするとともに、主に①集団接種会場での接種の開始、②保健センターへの送迎バスの運行、③5月31日以降の接種の予約受付についてお知らせいたします。

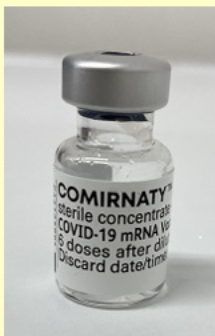
まず、本市における現在の接種状況についてです。指定医療機関の皆様のご尽力により、5月11日(火曜)現在で医療従事者●●●●回、高齢者●●●●回の接種が行われています。医療従事者は5月8日(土)より2回目の接種が開始され、高齢者も今後2回目の先行接種を受けられる方が出てまいります。本市の接種状況は、市医師会、市薬剤師会、市訪問看護連絡会等の皆様の多大なご尽力により、全国的に見てもかなり進んでいるものです。まだ予約を取れていない高齢者の方も多くいらっしゃる大変心苦しく思っておりますが、国は6月末までに高齢者全員分のワクチンを確保するとしております。市では、今後さらに接種を進めてまいります。

本日5月12日(水曜)には公民館緑分館(水・土曜日に実施)での集団接種を開始しました。明日13日(木曜)には保健センター(木・日曜日に実施)において集団接種を開始します。今後は毎週水・木・土・日曜日に実施する集団接種において合計760回の接種を行います。予約時間が受付開始の時間となっています。感染防止のためにも、その時間のおりに会場までお越しください。なお、連絡なく30分以上遅刻するとキャンセル扱いとなる場合があります、また最終受付時間を過ぎてしまうと接種を受けられませんのでくれぐれもご注意ください。

次に保健センターへの送迎バスの運行についてです。坂下地域の3つの乗降場(ニューつくば観光駐車場、小金井リハビリテーション病院北側、貫井団地●●●)からから保健センターへ午前●時●●分から午後●時●●分まで1時間に●本ずつ、保険センターから各乗降場へ午前●時●●分から午後●時●●分まで1時間に●本ずつ運行いたしますのでご利用ください。接種の予約をされている方とその付き添いの方のみが対象です。詳細は市報や市ホームページ等をご参照ください。

最後に、5月31日以降の接種の予約受付についてです。WEB及びコールセンターでは5月13日(木曜)から毎週木曜日と月曜日に、5月31日以降の新たな予約を順次受け付けてまいります。5月13日(木曜)には5月31日・6月1日・2日分を、5月17日(月曜)には6月3日・4日・5日・6日分をと、木曜日に新たな3日分、月曜日にその後の4日分の予約受付を毎週新たに受け付けていきます。コールセンターへの電話が通じにくい時があり、ご迷惑をお掛けする場合がありますことと存じますが、6月中には希望する高齢者の方ほとんどが少なくとも1回の接種を行える体制を確保しております。どうか、落ち着いて予約を取っていただきますようお願いいたします。なお、ワクチンの個別接種を実施しているかかりつけ医での接種を希望される方は、かかりつけ医に直接ご相談下さい。安全かつ迅速な新型コロナワクチン接種を全力で進めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

大変申し訳ありません。当初の **予約枠は一杯** になっています (WEB・コールセンター、4/24時点)



5/31以降分は5/13から木・月に順次受け付けてまいります。

※WEB・コールセンターで事前キャンセルがあった分は、WEB・コールセンターで予約を受け付けています。

**新型コロナワクチンの接種状況** 令和3年5月6日現在

【医療従事者】	2, 716回/約3,700人×2回	※入院患者様等、早期に接種が必要と医療機関において判断された高齢者への先行接種を開始しています。
【高齢者】	1, 191回/約28,000人×2回	
【一般】	0回/約67,500人×2回	

■ 新型コロナウイルス感染症に関連する情報はこちら ■

長引くコロナ禍により、制約を受ける生活が長期化し、地域経済にも影響が及び、先行きが見えない不安を抱えていらっしゃると思います。小金井市といたしましては、第5弾まで策定した緊急対応方針等に基づき、市民や事業者の皆様への様々な支援策を中断なく展開し、新たな緊急対応方針第6弾の策定に取組みつつ、ワクチン接種を確実に遂行していくことが何よりも肝要と考えております。

小金井市では、ご家族が新型コロナウイルス感染症になられたなど、保健所の調査対象となる濃厚接触者の方のため、また、新型コロナウイルス感染症自宅療養者の方で東京都の支援品で不足がある場合について、市から生活必需品等をお届けする市独自の支援事業を実施しています。該当される方はご活用下さい。

●経済支援対策 事業者支援一律 10万円支給 5月17日受付開始

市民及び事業者の皆様におかれましては、逼迫している医療提供体制の中で奮闘している医療従事者の皆様へのご負担を軽減させるためにも、今般の緊急事態宣言の発令に伴う感染予防の徹底にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

---

令和3年5月7日  
東京都

# 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

## (1) 区 域

都内全域

## (2) 期 間

令和3年5月12日（水曜日）0時から5月31日（月曜日）24時まで

## (3) 実施内容の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

### ①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

### ②事業者向け

- ・施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

## 2. 都民向けの要請

### ● 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

### ● 特に、以下のことについて徹底（法第45条第1項）

- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛
- ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・ 不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛

### 3. 事業者向けの要請等

#### (1) 施設規模に応じて休業等を要請する施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	映画館、プラネタリウム 等	<b>【1,000㎡超の施設】</b> 休業を要請 (法第24条第9項) (生活必需物資を除く。)
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

# 3. 事業者向けの要請等

## (2) 休業を要請する施設（遊興施設、飲食店）

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号） 飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>休業を要請</b> (法第45条第2項) (酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。)</li><li>● <b>特措法施行令第12条に規定される各措置を要請</b> (法第45条第2項)</li></ul>
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号） (利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 従業員に対する検査の勧奨</li><li>・ 入場をする者の整理等</li><li>・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止</li><li>・ 手指の消毒設備の設置</li><li>・ 事業を行う場所の消毒</li><li>・ 入場をする者に対するマスク着用周知</li><li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止</li><li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li></ul>

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）



# 3. 事業者向けの要請等

## (3) 営業時間の短縮等を要請する施設（遊興施設、飲食店等）

<b>施設の種類</b> (特措法施行令第11条該当施設)	<b>内 訳</b>	<b>要請内容</b>
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設（第11号） (利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>営業時間短縮</b>を要請                (5時から20時まで)                (法第45条第2項)</li> <li>● <b>特措法施行令第12条に規定される各措置</b>を要請                (法第45条第2項)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置                    (施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> </li> </ul>
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店（第14号） (利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	(This cell is merged with the previous row's content.)
集会場等（第5号）	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>酒類及びカラオケ設備の提供停止</b>の要請（法第45条第2項）</li> <li>● <b>営業時間短縮</b>を要請（5時から20時まで）（法第45条第2項）</li> <li>● 以下の事項について、協力依頼               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1.5時間以内」での開催</li> <li>・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催</li> <li>・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</li> </ul> </li> </ul>

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）



### 3. 事業者向けの要請等

#### (4) 規模要件（人数上限・収容率等）に沿った施設使用の要請等を行う施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
劇場等（第4号）	劇場、観覧場、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"><li>●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (人数上限5,000人かつ収容率50%等) (法第24条第9項)</li><li>●営業時間短縮を要請 (5時から21時まで) 〔 イベント開催時以外は、 5時から20時まで 〕 (法第24条第9項)</li><li>●入場整理等の実施を要請 (法第45条第2項)</li><li>●店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請 (法第24条第9項)</li><li>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)</li></ul>
集会場等（第5号）	集会場、公会堂 等	
展示場（第6号）	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等（第8号）	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設（第9号）	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 等	
遊技場（第9号）	テーマパーク、遊園地	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

# 3. 事業者向けの要請等

## (5) その他の施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・部活動の自粛 ・オンラインの活用等
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・店舗での飲酒につながる酒類提供 及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・店舗での飲酒につながる酒類提供 及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、 貸衣装屋、クリーニング店 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・店舗での飲酒につながる酒類提供 及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

### 3. 事業者向けの要請等

#### (6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率）に沿った開催を要請**（法第24条第9項）

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の半分まで可	5,000人まで可

- **営業時間短縮**の要請（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- **業種別ガイドラインの遵守等**の要請（法第24条第9項）

## 緊急事態宣言の延長による市施設の対応について

## 【市関連施設】

施設名	対応	備考
[集会施設] 市民会館（萌え木ホール）、東小金井駅開設記念会館（マロンホール）、前原暫定集会施設、婦人会館、上之原会館、前原町西之台会館、桜町上水会館、貫井北町集会場、中之久保集会所、前原町丸山台集会所、貫井南町三楽集会所、東町友愛会館、中町桜並集会所、貫井北五集会所、中町天神前集会所、東町集会所	5月12日から開館	○緊急事態宣言期間中は、 ・開館時間＝午前9時～午後9時 ・各施設定員の概ね1／2以下 ・ヨガの利用自粛要請 ・カラオケ設備使用自粛要請
小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）	5月12日から開館	○緊急事態宣言期間中は、 ・開館時間＝午前9時～午後9時 ・各施設定員の概ね1／2以下
はげの森美術館	展示替えのため休館	

## 【スポーツ関連施設】

施設名	対応	備考
総合体育館	臨時休館	緊急事態宣言期間中は休館
栗山公園健康運動センター	臨時休館	緊急事態宣言期間中は休館
一中クラブハウス・テニスコート	開放中止	緊急事態宣言期間中は中止
南中学校テニスコート夜間開放	開放中止	緊急事態宣言期間中は中止
上水公園運動施設（グラウンド・テニスコート）	5月12日から開場	○緊急事態宣言期間中は、 ・開館時間＝午前7時～午後7時 ・会議室・談話室・更衣室・シャワー室の利用中止 ・テニスコート場は1面当たり8人の利用制限
市テニスコート場	5月12日から開場	

## 【図書館・公民館 ほか】

施設名	対応	備考
図書館本館	開館＝午前10時～午後5時 （水金は1階のみ午後8時まで）	○館内利用は30分以内 ○利用カードの登録・更新等の手続き （市内在住・在勤・在学のみ）
図書館緑分室	開館＝午前10時0～午後5時	○閲覧椅子の利用中止
図書館東分室・貫井北分室	開館＝午前9時～午後7時	○インターネット PC 利用は30分まで（本館、貫井北） ○イベント事業は個別対応 ○本館別館の個人利用中止（4/27～）
西之台会館図書室	5月13日から開館＝午前10時～午後5時	
公民館本館、貫井南・東・緑・貫井北分館	5月12日から開館	○緊急事態宣言期間中は、 ・開館時間＝午前9時～午後9時 ・各施設定員の概ね1／2以下 ・ヨガの利用自粛要請 ・カラオケ設備使用自粛要請 ・緑分館のテニスコートは、使用者の人数制（8人以内）に限定した上での利用とし、野外調理場は引き続き利用中止
清里山荘	臨時休館	緊急事態宣言期間中は休館
文化財センター	臨時休館	緊急事態宣言期間中は休館
環境楽習館	5月12日から研修室貸出しを再開	
東児童館、貫井南児童館	緊急事態宣言期間中は、夜間開館実施時間変更（～19:00）	

※施設の対応については、今後の東京都の緊急事態措置等により、変更することがあります。

事 務 連 絡

令和 3 年 5 月 日

(宛先) 管理職者

小金井市新型インフルエンザ等対策本部

本部長 西岡 真一郎

(公印省略)

新型コロナウイルスに関する対応について (通知) (案)

標記の件について、令和 3 年 4 月 26 日付の事務連絡で通知しているところですが、感染力が強いとされる変異株も拡大を続けており、ウイルスに対する強い警戒を維持し、改めて対策が必要であること等から緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置が令和 3 年 5 月 31 日まで延長されていることを踏まえ、下記のとおり取り扱っていただき、引き続き、適切な対応をお願いいたします。

## 記

### 1 留意点について

(1) 手洗い、うがいを徹底すること

(2) マスクを着用すること

なお、食事、歯みがき及び喫煙等、マスクをはずす時の感染防止対策を徹底すること

(3) 出勤前に検温するとともに、日々の体調管理に努めること

(4) 所属長は日常的に職員の健康状態を把握するとともに、職員間でも互いに注意すること

特に、発熱等の風邪症状が見られる場合、速やかに所属長に相談することとし、無理な出勤は避けること。また、所属長から職員課長（教育委員会においては庶務課長）へ速やかに連絡すること

(主な症状等)

- ア 風邪の症状や発熱が見られる場合
  - イ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
  - ウ その他、体調に変化がある場合
- (5) 会議及び打合せ、出張等については、必要性を精査するとともに、実施する場合は、ソーシャルディスタンス、3つの密（密閉、密集、密接）を避け、3密でなくても感染リスクが存在するという変異株の特徴も踏まえ、徹底した感染予防策を講じること
- (6) 職場で着用している作業着等は、こまめに洗濯すること
- (7) 休憩中の食事等においては、多人数や対面（会話）を避けること
- (8) 通勤手段について、可能な範囲で、徒歩や自転車での通勤への切り替えを検討すること（変更する場合は、事前に職員課へ相談すること）
- (9) その他
- ア 午後8時以降の不要不急の外出は控えること（休日については、日中も含めた不要不急の外出・移動は控えること）
  - イ 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛すること
  - ウ 路上、公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動は自粛すること

## 2 時差出勤制度の活用について

感染拡大防止を目的として、時差出勤制度の活用を徹底すること（各課において、2～3班体制とする等、確実に実施すること）

### 【参考】A課、12名職場の場合

#### （2班体制の例）

A班（6名）⇒ 午前8時30分から午後5時15分

B班（6名）⇒ 午前10時から午後6時45分

#### （3班体制の例）

A班（4名）⇒ 午前7時30分から午後4時15分

B班（4名）⇒ 午前8時30分から午後5時15分

C班（4名）⇒ 午前10時30分から午後7時15分



※ 制度の概要等については、別紙を参考にすること

※ 保育園、児童館及び学童保育所に勤務する職員、施設管理業務に従事する職員は除く

### 3 職務に専念する義務の免除の適用について

感染リスクの軽減を図るため、引き続き、適宜適用すること

#### (1) 対象

ア 職員又はその親族（同居）が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

イ 職員又はその親族（同居）が新型コロナウイルス感染症に罹患したおそれがあり、一定期間、医療機関等で入院等をしている場合

ウ 職員又はその親族（同居）に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

エ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

#### (2) 申請方法等について

ア 該当職員は、申請前に所属長に相談すること

イ 所属長は、相談を受けたら申請前に、職員課長又は庶務課長に報告すること

### 4 時間外勤務について

午後8時以降の不要不急の外出自粛が要請されていることも踏まえ、原則、時間外勤務を禁止する。業務の都合上、やむを得ない場合の時間外勤務は、午後8時までとし、午後8時以降の時間外勤務は禁止とする（実施が困難な場合は、事前に所属長から職員課長（教育委員会においては庶務課長）へ連絡すること）。

なお、施設開館時間が午後8時までの場合は、上記内容を踏まえ、各課において適切に対応すること。

また、管理職の勤務時間についても、午後8時以降の勤務を禁止する。

### 5 週休日の振り替えの活用について

職場の状況に応じて、平日よりも週休日（土日）に出勤した方が業務効率を上

げられる業務等については、週休日の振り替えも活用すること（週休日の振替命令簿により所属長の決裁を受けること）

6 対象職員

正規職員、再任用職員、会計年度任用職員

※ 上記5は、会計年度任用職員（時給制）は除く

7 実施期間

令和3年5月31日（月）まで

（緊急事態宣言及び緊急事態行動が延長された場合は、その期間とする。）

8 問い合わせ先

市長部局及び行政委員会

総務部職員課人事研修係（内線2503）

総務部職員課労働安全衛生担当（内線2507）

教育委員会

学校教育部庶務課庶務係（内線3804）

## 時差出勤制度について

### 1 対象者

全職員（会計年度任用職員（月給制、時給制）を含む。美術館、保育園、児童館及び学童保育所に勤務する職員、施設管理業務に従事する職員は除く）

### 2 実施期間

当分の間

### 3 時差出勤時間等

#### (1) 正規職員、再任用職員

小金井市職員の時差出勤に関する規則に規定される区分（下記別表参照）のとおりとする。

#### 別表（第4条関係）

区分	正規の勤務時間の割り振り	休憩時間
A	午前9時30分から午後6時15分まで	午後1時から午後2時まで
B	午前10時から午後6時45分まで	
C	午前10時30分から午後7時15分まで	
D	午前11時から午後7時45分まで	
E	午前11時30分から午後8時15分まで	
F	正午から午後8時45分まで	午後5時から午後6時まで
G	AからFまでの区分で対応できない場合は、午前5時又は午前5時に30分単位で加算して得たそれぞれの時間を時差出勤の開始時間（AからFまでの区分の開始時間を除く。）とする午前5時から午後10時までにおける連続する8時間45分（休憩時間を含む。）。ただし、時差出勤の開始直後又は終了直前に休憩時間を置くことはできない。	

備考 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に時差出勤を命ずる場合は、上記の区分によらず、当該職員の正規の勤務時間（勤務時間条例第3条第2項ただし書の規定により割り振られた勤務時間をいう。）の開始時間の前後1時間を上限として30分単位で加算又は除算して得たそれぞれの時間を時差出勤の開始時間とする。

(2) 会計年度任用職員（月給制、時給制）

ア 当該職員の正規の勤務時間の開始時間の前後 1 時間を上限として 30 分単位で加算又は除算して得たそれぞれの時間を時差出勤の開始時間とする。

イ 1 日の勤務時間は従前と同様とする。

ウ 休憩時間は所属長が決定する。

4 留意事項

- (1) 出勤ピーク時の出勤を回避することで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するという目的を満たす出勤時間となるよう留意すること
- (2) 時差出勤に伴い市政運営及び業務に支障が生じないよう、午前 10 時から午後 4 時の間においては配置職員が概ね 7 割以上となるよう、利用人数や時間帯に留意の上、活用すること
- (3) 会計年度任用職員（月給制、時給制）については、職員からの申し出により対応することとする。なお、所属長から制度内容を説明し、本人同意を得ること

5 申請方法等

(1) 正規職員、再任用職員

別添の「時差出勤伺及び命令簿」により、前日までに所属長へ申請すること

(2) 会計年度任用職員（月給制、時給制）

別添の「時差出勤伺及び命令簿（会計年度任用職員）」により、前日までに所属長へ申請すること

※ データは、c-navi 情報ライブラリー職員課共通様式集 No. 2218 に掲載

## 新型コロナウイルスワクチン接種の状況

- 1 接種状況（令和3年5月9日現在）
  - (1) 医療従事者 2,778回（対象者数・回数：約3,700人・2回）
  - (2) 高齢者 1,457回（対象者数・回数：約28,000人・2回）
  
- 2 ワクチン搬送 5月7日から開始
  
- 3 集団接種 5月12日（水）公民館緑分館  
5月13日（木）保健センター  
5月15日（土）公民館緑分館（午後）  
5月16日（日）保健センター
  
- 4 警備 5月12日から実施（公民館緑分館のみ）
  
- 5 予約者搬送 5月13日から実施（保健センターのみ）